ＩＤ番号：不明
住所：P. O. Box 8096, Sana'a, Yemen
国連制裁委員会による指定日：2004年２月27日（2006年７月25日及び2011年６月10日に改訂）
その他の情報：安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年６月２日に終了した。

489. 削除
490. 削除
491. 削除
492. 削除
493. 削除
494. 削除
495. 削除
496. 削除
511. 削除

二．次のとおり追加する。

【アル・カーイダと関係を有する個人】

587. オスマン・アフメド・オスマン・アル・ガムディ（別名：(a)オスマン・アル・ガムディ、1979年５月27日にサウジアラビアで出生(b)ウスマン・アル・ガムディ、1979年５月27日にサウジアラビアで出生(c)ウスマン・アル・ガーミディ、1979年５月27日にサウジアラビアで出生(d)オスマン・ビン・アフメド・ビン・オスマン・アルガムディ(e)オスマン・アフメド・オスマン・アル・オマイラ、1973年にイエメンのShabwaで出生、イエメン国籍(f)ウスマン・アフマド・ウスマン・アル・ガムディ(g)オスマン・アフメド・オスマン・アル・オミラ(h)アル・ウマイラ・アル・ガムディ(i)オスマン・ビン・アフメド・ビン・オスマン
OTHMAN AHMED OTHMAN AL-GHAMDI (a.k.a. : (a)Othman al-Ghamdi, born 27 May 1979 in Saudi Arabia (b)Uthman al-Ghamdi, born 27 May 1979 in Saudi Arabia (c)Uthman al-Ghamidi, born 27 May 1979 in Saudi Arabia (d)Othman bin Ahmed bin Othman Alghamdi (e)Othman Ahmed Othman Al Omairah, born in 1973 in Shabwa, Yemen, nationality : Yemeni (f)Uthman Ahmad Uthman al-Ghamdi (g)Othman Ahmed Othman al-Omirah (h)Al Umairah al-Ghamdi (i)Othman Bin Ahmed Bin Othman
称号：不明
役職：不明
生年月日：1979年５月27日
出生地：サウジアラビア
国籍：サウジアラビア
旅券番号：不明
ＩＤ番号：サウジアラビア国民ＩＤカード1089516791
住所：イエメン
国連制裁委員会による指定日：2011年６月16日
その他の情報：アラビア半島のアル・カーイダ（562．に指定した団体）の作戦司令官。アラビア半島のアル・カーイダの作戦実行及びイエメンでの活動のために、資金調達、武器集積に関与。カーシム・ヤヒヤ・マフディ・アル・リーミー（569．に指定した個人）及びファハド・モハンメド・アフメド・アル・クソ（581．に指定した個人）との関係があることで知られる。インターポール（国際刑事警察機構）要注意人物（登録番号：2009／52／ＯＳ／ＣＣＣ，＃14）。インターポール（国際刑事警察機構）赤手配書（国際逮捕手配書）（管理番号：Ａ―596／３―2009、登録番号：2009／3731）。父の名前はアフメド・オスマン・アル・オミラ（Ahmed Othman Al Omirah）。

○外務省告示第二百七十号

先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件（平成十四年四月外務省告示第八十二号）の別表の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月五日　　外務大臣　松本　剛明

別表の３．を次のように改正する。
別表の16．を次のように改正する。
別表の19．を次のように改正する。
別表の21．を次のように改正する。

（別表）

次のとおり改正する。

３．アブド・エル・カーデル・マフムード・モハメド・エッサイード（別名：(a)エッサイード、カーデル(b)アブデル・カーデル・マフムード・モハメド・エッサイード）
ABD EL KADER MAHMOUD MOHAMED EL SAYED (a.k.a.: (a)Es Sayed, Kader (b)Abdel Khader Mahmoud Mohamed el Sayed)
生年月日：1962年12月26日
出生地：エジプト
国籍：エジプト
その他の情報：Italian Fiscal Code（イタリア納税者番号）：SSYBLK62T26Z336L。2004年２月２日にイタリアで懲役８年の判決を受けた。イタリア当局による裁判から逃亡中と考えられている。

16．サミール・アブド・エル・ラティフ・エッサイード・キシュク（別名：サミール・アブデルラティフ・エッサイード・ケシュク）
SAMIR ABD EL LATIF EL SAYED KISHK (a.k.a.: Samir Abdellatif el Sayed Keshk)
生年月日：1955年５月14日
出生地：Gharbia, Egypt
国籍：エジプト
その他の情報：2003年７月２日にイタリアからエジプトに追放された。

19．イサーム・アリ・モハメド・アルーシュ（別名：マンスール・ザエール、1974年３月21日イラク国バグダッドにて出生）
ISAM ALI MOHAMED ALOUCHE (a.k.a.: Mansour Thaer, born 21 March 1974 in Baghdad, Iraq)
生年月日：(a)1972年(b)1974年３月21日
出生地：Baghdad, Iraq
国籍：ヨルダン
その他の情報：2005年２月にドイツからヨルダンに追放された。

21．ハビーブ・ベン・アリ・ベン・サイド・アルワダーニー
HABIB BEN ALI BEN SAID AL-WADHANI
生年月日：1970年６月１日
出生地：Tunis, Tunisia
国籍：チュニジア
旅券番号：チュニジア旅券Ｌ550681（1997年９月23日発行、2002年９月22日失効）
その他の情報：Italian Fiscal Code（イタリア納税者番号）：WDDHBB70H10Z352O。チュニジア・コンバタント・グループ（329．に指定した団体）のメンバー。死亡が報告されている。母の名前はアイーシャ・ビント・モハメド（Aisha bint Mohamed）。

○厚生労働省告示第二百八十一号

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号）第五条第一号ト(4)及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成二十三年厚生労働省令第三号）第一条第三項第四号の規定に基づき、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ト(4)及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第三項第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十三年八月五日　　厚生労働大臣　細川　律夫